

小野町再生可能エネルギー推進事業補助金交付要綱

(平成 22 年 3 月 19 日要綱第 4 号)

改正 平成 23 年 3 月 24 日要綱第 3 号 平成 24 年 4 月 1 日要綱第 13 号

平成 24 年 12 月 13 日要綱第 33 号 令和 5 年 3 月 22 日要綱第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化対策の観点から環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進するため、再生可能エネルギー利用機器を導入する者に対して行う補助金の交付に関して、小野町補助金等の交付等に関する規則（昭和 48 年小野町規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第 2 条 補助金の交付対象となる再生可能エネルギー利用機器（以下「補助対象機器」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 太陽光発電システム アからウまでの要件を全て満たすもの

ア 住宅等の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換し低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池モジュールの公称最大出力合計値が 10 キロワット未満のもの。なお増設等の場合においては、既設分を含めて 10 キロワット未満であること。

イ 電力事業者と電力受給契約を締結するもの

ウ 未使用のもの（中古品は対象外）

(2) 蓄電池設備 アからウまでの要件を全て満たすもの

ア 国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの

イ 太陽光発電システムと接続しており、蓄電容量が 1 キロワットアワー以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備え、太陽光発電システムから発電される電力を充放電し、当該住宅に電力を供給することができるもの

ウ 未使用のもの（中古品は対象外）

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 小野町内に住所を有している者。ただし、単身赴任等の理由により本人が一時的に町外に居住している場合において、補助対象者と生計を同一とする者が補助対象機器を設置する住宅に居住する場合には、この限りでない。

(2) 自ら居住する又は居住しようとする町内の住宅に補助対象機器を設置する者、又は補助対象機器が設置された町内の建売住宅を自ら居住するために購入する者

(3) 町税を滞納していない者（申請者と生計を一にする者を含む。）

(4) 以前に同一の種類機器に対する町の補助金その他これに類するものの交付を受けていない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象機器に応じて当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 太陽光発電システム 20,000 円に、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値（キロワットを単位とし、小数点第三位を四捨五入して得た数値）を乗じて得た額（当該額に1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、80,000 円を上限とする。

(2) 蓄電池設備 20,000 円に、蓄電池の蓄電容量（キロワットアワーを単位とし、小数点第三位を四捨五入して得た数値）を乗じて得た額（当該額に1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、100,000 円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象機器に係る設置工事の着手前（補助対象機器等付建売住宅を購入する場合にあっては、購入前）に補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 住民票謄本の写し

(2) 町税の納税証明書（申請者と生計を一にする者を含む。）

(3) 機器を設置しようとする場所の工事着手前の写真

(4) 機器を設置する住宅の位置図

(5) 機器設置施工業者又は機器付き住宅販売業者が作成した機器の設置に関する見積書の写し、又は工事費用の内訳が記載された契約書の写し

(6) 機器の形状、規格、構造等が分かる書類

(7) 建物所有者の機器設置に係る承諾書（当該建物の所有権を有しない占有者が補助申請をする場合に限る。）

(8) その他町長が必要と認める書類

(変更等の承認申請)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、町長の承認を受けようとする場合は、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助金実績報告書（第3号様式。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 機器の設置状況を確認することができる写真

(2) 機器の設置費に係る領収書の写し

(3) 電力事業者との電力受給契約確認書の写し（太陽光発電システムを設置した場合に限る。）

(4) 電力事業者との発電設備等系統関係契約に関する書面の写し（蓄電池設備を設置した場合に限る。）

(5) その他町長が必要と認める書類

2 規則第 13 条第 2 項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日（事業廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第 8 条 町長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金交付請求書（第 4 号様式）に基づき補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第 9 条 補助金の交付を受けた者は、機器の法定耐用年数の期間内において当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ、処分承認申請書（第 5 号様式）を町長に提出するものとする。

（情報の提供等）

第 10 条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他情報の提供等について協力を求めることができる。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日要綱第 3 号)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日要綱第 13 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 13 日要綱第 33 号)

この要綱は、平成 24 年 12 月 13 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 22 日要綱第 14 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。